

令和7年5月27日

保護者 様

さいたま市立徳力小学校
校長 白石 徳一郎

教育相談の御案内

青葉の候、保護者の皆様におかれましては、ますますのご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃より本校教育活動にご協力ありがとうございます。

さて、本校におきましては、昨年度に引き続き保護者と児童対象に、教育相談日を下記の通り計画しております。この機会に日ごろ、お悩みのことや疑問など、お気軽にご相談ください。

記

- 相談日 6月9日(月) (7/2・10/6・11/17・2/9)
※相談日に限らず相談は年間通して受けられます。日程調整をしますので、なるべく相談日の1週間前までに担任へお申し出ください。
- 時間 8:30～16:50(30分～40分位)
- 申し込み方法 「相談申込カード」に必要事項をご記入の上、封筒に入れて、担任に提出してください。
- 相談者と相談内容例
 - ・教職員の受け持つ相談内容を次に挙げます。内容にこだわらず相談したい相手をお選びいただいてもかまいません。また、相談内容により適切と思われる担当が対応することもできます。
 - ・相談を受けた教職員が、他の教職員をおすすめする場合があります。

校長・教頭	(校務全般に関すること等)
教務主任	(学校行事、転出入事務に関すること等)
養護教諭	(身体の発達や健康面に関すること等)
栄養士	(食生活と身体の発達や健康面に関すること等)
担任	(児童の学習や行動、友人に関すること等)
特別支援教育コーディネーター	(特別支援教育に関すること等)
事務職員	(就学援助、学校納入金に関すること等)

- 相談場所 お申し込みの後、別紙「教育相談決定のお知らせ」により、お知らせします。

※教育委員会より学校に派遣されている専門家に相談することもできます。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについては、下記の予定で相談ができます。また、さわやか相談員に相談することもできます。申込用紙に必要事項を記入し、封筒に入れて担任に提出してください。日程調整をしてご連絡します。

スクールカウンセラー (SC) (相談時間10:30～16:00)

※臨床心理士。病院受診等の対象かどうかなどのアドバイスも受けられます。

6/23・7/2・9/8・9/29・10/6・10/27・11/17・12/8・12/22・1/13・1/26・2/9・3/9・3/23

スクールソーシャルワーカー (SSW) (相談時間9:30～16:00)

※生活の困りごとの専門家です。市の福祉制度を活用した家庭の支援についても相談できます。

5/28・6/4、9、16、23・7/2、7、15・8/28・9/4、8、17、26、29・10/6、16、22、28・11/6、12、17、25
12/3、8、19、22・1/9、15、22、28・2/2、9、18、25・3/4、12、18、23

さわやか相談員

※慈恩寺中のさわやか相談室でも相談することができます。本年度、徳力小への訪問日はありませんが、ご相談いただければ徳力小で相談をすることもできます。詳しくはお問い合わせください。

【相談申込みカード】

令和__年__月__日

年 組 児童氏名

☆相談したいこと（当てはまる番号に○を付けてください。）

- | | |
|---------------|-------------|
| 1 学習について | 2 生活・行動について |
| 3 友人関係について | 4 しつけについて |
| 5 学校での様子を聞きたい | 6 その他 |

相談内容（書ける範囲で、お書きください。）

☆相談したい人（希望者に○を付けてください。）

- 担任 ・ 養護教諭 ・ 栄養士 ・ 特別支援教育コーディネーター
教育相談担当 ・ 事務職員 ・ 教務主任 ・ 教頭 ・ 校長
スクールカウンセラー ・ スクールソーシャルワーカー
その他（ ）

☆当日は（ 保護者だけ ・ 親子一緒 ）

☆希望日（ __月__日）

☆希望時間（午前・午後・__時__分から）

教育相談決定のお知らせ

年 組 さん 保護者様

* 日時 月 日 時 分 ~ 時 分

* 担当者（ ）

* 場所 年 組教室・保健室・事務室・教育相談室・その他（ ）

教育相談の流れ【教職員資料】

保護者	担 任	教育相談主任	相談担当者	管理職
		「教育相談の御案内」 作成		「教育相談の御案内」承認
	「教育相談の御案内」保護者配付			
教育相談申込	教育相談申込書を教育相談主任へ提出（担任が相談担当の場合も提出）	「教育相談決定のお知らせ」作成 ・日程調整（相談担当者、学校行事、緊急度など）	日程調整	
「教育相談決定のお知らせ」受取	・担任から保護者へ「教育相談決定お知らせ」配付	・担任へお知らせを配付依頼 ・管理職へ報告		
相談の実施			相談の実施 ・相談の継続について保護者と確認	
	相談内容の報告を受ける	相談内容の報告を受ける	相談内容等の報告	
		相談内容の報告をまとめて管理職に報告		指導助言
	管理職の指示のもとに、課題の解決に向け、生徒指導・特別支援教育部会で、対応策等を実行する。 必要に応じて、保護者へ経過報告、継続相談 等			

教育相談内容報告書

報告書提出日 令和 年 月 日 ()

記入者名

実施日時 令和 年 月 日 () 時 分～ 時 分

実施場所

相談者

相談担当者 (記入者と同じ場合は省略)

相談内容

※ 次回面談の有無 無 ・ 有

(いつごろ、だれが、どのように連絡を取るかを明確にする。)